

# 箕雄平について(二)

## 二、箕雄平の保育事業（その一）

### 一 開設の時期について

わが国で幼児教育機関として草創の時期に開設されたものとしては、先にあげた京都の幼稚遊戯場や東京女子師範学校附属幼稚園等の外に、明治八年十月京都の船井郡安柄里村の竟正寺に開設されたといわれる幼稚院や、明治九年石川県で計画されたという幼稚集遊場や、また、明治十二年和歌山県で開設されたという稚児保育所などがあり、近年、この方面的研究がどんどんと進み、新しい史実が発掘されつつあるということができるでしょう。ただ、これらの施設の中にその開設の趣旨が福祉を主としたものがあつたかどうかは明らかにされていないようです。稚児保育所などという名称からすれば、いわゆる保育所の滥觴とも考えられますが、これも明らかではないようです。

このようなことの先陣争いをするつもりはありませんが、



箕雄平翁の碑

岡

部

茂

寛雄平の託児所開設の時期について、從来、通説とされてきた明治二十三年説の外に、はつきりした形ではないが明治二十年説がありました。それに著者の調査によつて発掘した明治十五年説を加えると、今では三つの説があるわけです。以下、この三つの説について述べてみたいと思います。

### ○明治二十三年説

寛雄平の託児所がわが国における最初のものではないかといふことが、公の場ではじめていわれたのは、昭和八年五月十日鳥取県で行なわれた県下の優良託児所表彰式における館知事の式辞の中あります。それは、

「鳥取県の託児所の歴史は非常に古く明治二十三年氣高郡美穂村下味野に設けられたが最初でおそらくこれが我国における託児所の滥觴ではないかと思ひます。云々」

というようなものでした。これが、昭和八年八月一日発行の「少年の保護」（社団法人朝日新聞社会事業団）に掲載され、さらに、昭和十年四月二十五日発行の朝原梅一著「幼稚園託児所 保育の実際」という専門書に引用されたわけで、朝原氏は、この書の中で、

「農繁期の託児所の起源はどうかというと、社団法人朝日新聞社会事業団から発行されている昭和八年八月一日発行の『少

年の保護』に、『鳥取県下の優良託児所表彰式は五月十日（昭和八年）県庁参事会室で挙行されたがその時の館知事の式辞中には、云々』

と、先に掲げた館知事の式辞を引用し、さらに寛雄平から直接、託児所の話を聞いたたという相田良雄の話（人道第二九八号、昭和五年八月十日発行）を引用した後に、「相田氏はその年代を聞くことを忘れたといわれる。この点を鳥取県知事の明治二十三年であったという式辞に依つて、知ることが出来た」と述べています。このように、朝原氏が、寛雄平の託児所創設の時期を明治二十三年としたのは、「少年の保護」の記事に拠ったわけですから、この「少年の保護」が発行された年、つまり表彰式のあつた年のこれに関する事情を調査する必要があります。つまり、館知事の式辞中の「明治二十三年説」がどこから出たのか、それを明らかにしなければなりません。ところが、それをはつきり証拠立てる資料が現在のところほとんどありません。

さて、昭和八年という年は、託児所の創設者寛雄平の逝去の年大正五年三月十二日から十七年余りたっています。そこで、昭和八年の表彰の際は、恐らく美穂村長からの申請がありその申請の際、託児所創設の時期等について寛本家に問い合わせが

あつたことと考えられます。その時の寛本家の当主は、雄平の孫で明治四十三年九月二十日生れの<sup>がく</sup>寛治郎氏です。当時、二十三歳の当主構治郎氏から託児所開設の時期が明治二十三年という答申がなされたと推察されますが、現在のところそれを裏づける記録や日誌などの資料が全くないところからすると、この二十三年説は、父母からの聞きつけたえか、部落の古老たちの記憶に従つたのではないかと推測されるのです。この時の表彰状は寛本家に残つていませんし、この時の記録も鳥取県庁に残つていません。ただ、別の方の手がかりとして考えられるものに、明治四十一年十一月頃寛雄平から直接託児所のことを聞いたという当時内務省嘱託の相田良雄の談話があります。この談話は朝原書に掲載されています。

それによると相田は寛翁が託児所を開くに至つた理由などをきいたがその開設の年を聞くのを忘れたということですが、その話の中に「寛氏はいろいろ考えた末に自分の持家で青年団の夜学所にしてある家がある。之に子供を集めて世話ををしてみたが云々」という箇所があります。この話からすれば、託児所ができる時は、既に下味野では青年団の夜学が行なわれていたわけです。つまり、青年団活動の方が早く始まっていたということがいえるわけですが、この点、下味野の青年団の創設期が明

らかでなく何ともいえません。ただ、わが国の青年団活動が明治二十年代から活発になったといわれてゐる点から考へると、寛の託児所がこの頃にはできていたという一つの根拠にはなりうるでしよう。

次に、注目すべき資料として、鳥取県民俗学会会員であった田中新次郎氏が昭和二十五年五月十三日に発行した「鳥取県子供風土記」があります。同氏は、この小冊子の中で、「日本最初農村保育所のおこり」の標題を掲げて、「日本農村保育所創設者は鳥取県気高郡美穂村下味野の寛雄平氏である」と主張し、その開設時期について「地主にして仏道に帰依厚い寛雄平氏は、これこそ子供のため村のため家庭のため必要であると認めで次第に保育所としての形も整つて來たのが明治二十三年五月であった」と述べています。

この書で、はじめて五月ということがいわれたのです。ただししかし、この書の中に、開設年月の根拠が示されていないばかりでなく、「次第に保育所としての形も整つてきたのが云々」という書き方からすれば、事実上の開設はもっと以前であろうと考えざるを得ません。また、この書の記述には他の部分に誤りや現地の研究者としては調査不十分な点があつて、全体とし

ての信憑性に問題があります。また、その編著の動機が、当時、鳥取県で開催された保育大会に参集した保母等に配布することにあったことからして、学会発表どちがつてさほど実証的な研究ではなかったといわなければなりません。ちなみに、当時、田中氏は鳥取市岩倉の保育所甘露園園長であり、鳥取県保育連合会会長でもありました。

さて、明治二十三年説を一つの定説として示したものに、昭和四十一年十月発行の小川正通著「世界の幼児教育」があります。この書には、「この種の施設が寛の施設以前に全国にまつたく皆無であったかどうかは疑わしく、おそらくいっそう素朴簡素な施設は、どこかの地方に存在していたであろうことは、想像にかたくないのである。しかも、ある程度、組織的な施設としては、寛の施設が最初のものであるというのが定説のようである」と記してあります。筆者は、幼児教育に関する研究へのアプローチにおいて、小川教授の著書にたいへん啓發された者ですが、この寛雄平の研究も、同教授の著書を読んだ後に鳥取に行く機会があつて動機づけられたものでした。さて、小川教授が、明治二十三年説を定説とされたのは、朝原書や田中氏の考え方等をもとにしてのことであつて、別に新しい資料によつてのことではありません。當時としては他にはつきりした異説

がなく一応、妥当な見解であったということができましょが、只今では、これを定説とすることには既述のように問題があるわけです。

### ○明治二十年説

明治二十年説というのは、筆者がこのようないい方をしたわけですが、これについて注目すべき資料が三つあります。一つは、昭和三十七年三月十五日発行の著者代表一番ヶ瀬康子の「日本の保育」です。この書には、「明治二十年代のはじめ頃から、鳥取県高郡美穂村下味野には寛雄平（一八四二—一九一六）が中心になって、『下味野子供預り所』をつくった。これは、ごく自然発生的に、下味野神社のそばにあつた尼さんの住む庵に集まつてくる子どもを面倒みることから始まったといわれている。（蓮仏重寿氏、田中新次郎氏らの御教示による）」と書かれています。

また、巻末の年表には、「一八八七年（明治二十年）この頃、寛雄平は鳥取で下味野子供預り所を開設」と書かれています。つまり、この書では、これまでの二十三年説によらないで、「明治二十年代のはじめ頃」及び「一八八七年（明治二十年）」と書かれています。この点は一つの新しい見解を提示したものですが、その根拠は明らかにされていません。た

だ、この記述の終わりのところで、（蓮仏重寿氏、田中新次郎氏らの御教示による）と書かれているので、この新しい見解が両氏に關係があることは明らかです。

次にこの点に関して注目すべき第二のものは、「日本の保育」のこの部分の執筆者である宍戸健夫氏が、昭和四十三年六月三十日発行の「日本幼児保育史第二卷（日本保育学会著）」で公表された資料です。それによると、同氏は、「明治二十三年といふのは何を根拠にしているのか。田中新次郎氏に私が問い合わせたところによると、『色々の表彰状、申請書を美穂村役場でみても明治二十三年とあり、……略……』という返事をいただいた」と書いています。これは、昭和三十年頃、宍戸氏の問い合わせに対する田中氏の返書の一部ですが、これによると、田中氏はやはり明治二十三年説をとっています。

では、先の二十年説はどこから出たかというと、もう一人の蓮仏重寿氏から出たものなのです。これも宍戸氏が、田中氏の右の返書のすぐあとに、「このことについて、ここに郷土史家（一学の一人娘）東伯郡旭村の長田並穂の弟で重穂というのがムなる」と述べて、蓮仏重寿氏筆の「二人の未亡人」と題する記事の一部を紹介しています。それは、もともと、昭和三十二年七月十五日号の「母子福祉」に掲載された記事で、紙数も僅か

一頁ですが、これが明治二十年説の注目すべき第三の資料、発表の時期からいえば、三者のうち最も古い資料なのです。これ氏は田中氏と同じ鳥取の人で、小学校長を退いて後は、専ら、郷土史家としてまた民俗学会会員としてその業績も中央に認められていました。さて、母子福祉社発行の「母子福祉」に掲載されたその記事は、寛平の託児所を開設当初から手伝った二人の未亡人に関するもので、この二人の未亡人の協力があつたればこそ、寛の託児所が成立したと見られるのです。今、その一部を引用すると、「しかしながら、保母として実際の活動をしたのは二人の未亡人である。二人の未亡人が関係しているといふことがこの子供預り所の創始の時期をみると上に一つのきめになると思う。一人は寛ふじである。（筆者注　雄平の姉）……略。もう一人は小森安子である。（筆者注下味野神社神官小森正平の三男道造が明治二十年に来ている。この人は後に道治と

改め長く美穂校長をしていた。明治二十年、ふじは数え年四十七、安子は四十五である。この二人が雄平の經營する下味野子供預り所というものに奉仕したのである。……略……」

というように、蓮仏氏は明治二十年とはつきり打ち出しているのです。しかし、その理由として書かれていることは、「乃夫子のムコの道造が明治二十年にきている」という事実だけです。では、この事実と開設時期とはどう結びつくのかということが問題です。蓮仏氏は、さきにものべたように「寛雄平伝覚書」（昭和二十七年十月頃脱稿）を残していますが、その中では、田中新次郎氏と同じ二十三年説をあげて多少の考察をしています。ただ、その中で、「実際を受持つたふじとやす」という二婦人のことを考えてみたかった」と書いているのですが、それが五年後の昭和三十二年七月十五日号「母子福祉」の中の「二人の未亡人」と題して実現したわけです。

さて、道造が乃夫子のムコとして来た明治二十年には、二人の未亡人が雄平の託児所で子どもの世話をしていたということは、道造か乃夫子の口から語られたことと推定するのが一ばん妥当であると思われます。そのことの可能性は十分あるといえます。それは、蓮仏氏が「雄平伝」作成のため、頻繁に小森家に出入していたこと——「おじいさん（道造）の在世中、田中新

次郎さんと蓮仏重寿さんが、競争のようによく来ておられました」（昭和四十三年四月二十七日小森温子夫人談）——と「雄平伝にとりかかったのが去年の秋であつたからちょうど一年になる。一年にこれだけまとめて得たのは全く安藤重平氏が書き残しておいてくれたからである。而もそのタネは多くは小森氏から出ている。現存者で雄平を最も知っているのは小森道治（道造改め）氏一人のようである」という蓮仏氏の雄平伝覚書の一節から推定できます。

小森道治氏は昭和二十八年十一月六日九十一歳で亡くなりましたが、既に昭和二十七年頃「二人の未亡人」について調べたいと考えていた蓮仏氏が、このことについても小森氏の教示を受けたことは十分ありうることでありましょう。ちなみに、現在の小森家の当主一秀氏ならびに温子夫人からの筆者あての手紙によれば、道造氏が小森家に養子に来たのは実際は明治十六、七年頃師範学校二年在学中で休暇には寄宿舎から小森家に帰っていたようで、明治十七年八月以降は古海小学校訓導として小森家から通勤し、明治二十年結婚式をあげた、ということです。そして、道治氏は、明治十七年から十八年にかけて寛雄平翁が独力で建てた禅寺永樂寺の建立の時の状況についても孫の一秀氏たちに詳しく話してくれたということですから、託

児所のことでもおそらく道治氏から出たことは間違いないと推察されるのです。

以上、明治二十年説とその成立根拠を明らかにすることを試みたが、これを確定するほどの資料はえられないで、この明治二十年説にも問題が残っているといわなければなりません。

### ○明治十五年説

さて、筆者は、以上に掲げた諸資料を調査し検討するとともに、鳥取市下味野の現地調査を試みたのですが、昭和四十三年四月二十七日、当時、鳥取県地方自治研修所次長中村貴氏の斡旋で、下味野の寛本家において明治五年八月九日生まれの宮部しかさん（当時九十六歳）から注目すべき談話を得ました。この日、同家で同席した方は、故寛構治郎氏の夫人周子氏、親族の寛泰雄氏、小森安子氏の後裔温子氏および雄平翁の託児所開設以前からの生存者である宮部しか氏の四人と中村氏と筆者の六人であります。宮部しかさんの談話は、しかさんが数え年九歳の時下味野分校に入学し、下級六級から学び始めて半年毎の進級試験に合格し、三年間で分校の課程を修了し、さらに上味野の本校に進学した。この分校は生徒二十人あまりで、校舎は下味野神社の境内の一隅にあり、同じ境内の他の隅に庵と隣り合わせて二階建の建物があり上は青年宿で下に託児所があつた。

その託児所は広さ八帖あまりの土間で、幼児が十人あまり、多いときで十四、五人いた。そして、小さい子が好きであったからこの分校在学中には、休時間にときどき託児所の幼児が遊びを見にいっていた、ということです。宮部しかさんは、明治五年生まれで、数え年九歳といえば、明治十三年に分校に入学したわけです。分校在学は三ヶ年ですから明治十六年に分校の課程を修了しています。この点については、小森一秀氏の考証があります。同氏の養祖母故小森乃夫子さんは宮部しかさんと同年の生まれで（明治五年十一月二十七日生まれ）、同級生であって、その乃夫子氏の分校卒業証書に、「当年十年九ヶ月、小学校初等科第二級卒業候事、明治十六年七月七日」と書いてあり、筆者の推定が正しいことを示されています。

したがって、下味野における寛雄平翁の託児所は明治十三年から十六年の間に開設されていたことが推定できます。これは現存（昭和四十五年一月現在九十七歳と六ヶ月余）の宮部しかさんの記憶によるものですが、これを一つの資料として記録に止めておくことは十分意味あることあります。しかも、このことについて、同じ宮部しかさんの談話をもとにしたもう一つの資料があります。それは、鳥取県立保育専門学院岡田淑子氏外の共同研究による「保育のはじまり」という報告書です。

これは、昭和四十一年十一月十九日、中国四国保育学生研究文歓会での発表の際、配布されたレジュメです。その中に、「託児所設立当時の様子について、小森温子夫人、当時十一歳であった宮部しかさん、その従妹いくさん、寛氏（設立者）の孫にあたる構治郎氏夫人周子さんからお話をきく」「下味野で現在九十五歳）そのいとこにあたる宮部いくさん（八十六歳）」その当時から神官として継いでいる小森一秀氏（当時からの四代目に当たる）の夫人温子さん、寛雄平氏の孫にあたる寛構治郎氏夫人周子さん等に寛雄平氏や託児所に関するお話を聞くことができました」と書かれてあります。この調査は筆者の調査より二年前の昭和四十一年五月頃なされたものですが、この記事からすれば、宮部しかさんの数え年十一歳の年、すなわち、明治十五年に託児所が設立されたわけです。筆者の調査より二年前には、分校在学中というような表現でなく、数えの十一歳の時に託児所が開設されたとはっきりした記憶を述べられるわけです。このように、二つの談話をあわせ考えると、託児所開設の時期が明治十五年であったということだが、かなり確実性をもつものであると判断できるのです。

なお、傍証の意味で、託児所開設当時から保育を手伝ったと

いう「ふじ」と「安子」の二人について、明治十五年の状態を調べてみますと、雄平の姉ふじ（天保十二年生まれ）が不縁となりて娘家先から実家へ帰ったのは明治十一年六月で、安子は明治五年以来未亡人で通した人です。したがって、明治十五年の開設の際は、ふじは四十二歳、安子は四十歳で、ともに農事に従う必要のない境遇で、村人のため、子どものため雄平の依頼に応じうる状態にあったのです。

以上の考察からして、明治十五年説の根拠がかなりな確実性をもって明らかにされたことと思います。

以上、寛雄平の託児所開設時期について、明治二十三年説、明治二十年説、明治十五年説についてお話ししましたが、この三つの説のいずれが最も有力であるかを問われると、筆者もにわかに断定はできません。ただ、この調査研究を通じて思うことは、明治二十三年説は、昭和八年に地元での表彰があつたとはいえ、その根拠が恐らく聞き伝えから出たものと推定されること、加うるに、地元の郷土史家蓮仏重寿氏が、小森道治氏からの聞き伝えで明治二十年説を提示していること、これらのことからして、宮部しかさんからの聞き伝えである明治十五年説も、託児所開設の諸条件からしても相当の真実性をもっているのではないかということです。

（広島女子大学）